

**令和6年第3回泉南市議会定例会議案補助資料
新旧対照表**

資料一覧表

(令和6年8月28日提出)

議案		件名	ページ
種類	番号		
議案	6	大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について	5
議案	7	大阪府後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について	7
議案	8	泉南市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	9
議案	9	泉南市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について	11

議案第 6 号補助資料 大阪広域水道企業団規約新旧対照表

改正前	改正後
<p>別表第 2 (第 3 条関係)</p> <div data-bbox="129 319 685 512" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>藤井寺市、泉南市、四條畷市、大阪狭山市、 阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、 田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村</p> </div>	<p>別表第 2 (第 3 条関係)</p> <div data-bbox="1149 319 1704 552" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><u>岸和田市、八尾市、富田林市、柏原市、高石市</u>、 藤井寺市、泉南市、四條畷市、大阪狭山市、 阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、 田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村</p> </div>

議案第7号補助資料 大阪府後期高齢者医療広域連合規約新旧対照表

改正前		改正後	
別表第1 (第4条関係)		別表第1 (第4条関係)	
項	関係市町村において行う事務	項	関係市町村において行う事務
1	(略)	1	(略)
2	被保険者証及び被保険者資格証明書の引渡し	2	資格確認書等の引渡し
3	被保険者証及び被保険者資格証明書の返還の受付	3	資格確認書等の返還の受付
4～6	(略)	4～6	(略)
別表第2 (第17条関係)		別表第2 (第17条関係)	
別表 (略)		別表 (略)	
備考		備考	
1 高齢者人口割については、前年度の9月30日現在の住民基本台帳及び外国人登録原票に基づく満75歳以上の人口による。		1 高齢者人口割については、前年度の9月30日現在の住民基本台帳に基づく満75歳以上の人口による。	
2 人口割については、前年度の9月30日現在の住民基本台帳及び外国人登録原票に基づく人口による。		2 人口割については、前年度の9月30日現在の住民基本台帳に基づく人口による。	

議案第8号補助資料 泉南市国民健康保険条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(徴収猶予)</p> <p>第48条 市長は、保険料の納付義務者が災害その他特別の理由によりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合において、当該納付義務者の申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6か月以内の期間に限って徴収を猶予することができる。</p> <p>第53条 世帯主が法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。</p>	<p>(徴収猶予)</p> <p>第48条 市長は、保険料の納付義務者が災害その他特別の理由によりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合において、当該納付義務者の申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6か月 <u>(ただし、急患等として保険医療機関又は保険薬局を受診した被保険者に係る保険料の納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長1年)</u> 以内の期間に限って徴収を猶予することができる。</p> <p>第53条 世帯主が法第9条第1項若しくは第5項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合においては、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。</p>

議案第9号補助資料 泉南市企業立地促進条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(13) (略)</p> <p>(14) (略)</p> <p>(対象事業者)</p> <p>第3条 この条例の規定による奨励及び助成措置の対象となる事業者は、本市の区域内に、面積が1,000平方メートル以上の土地を取得又は賃借し、かつ、延床面積が1,000平方メートル以上の家屋を新設、建て替え又は増設し取得する事業者であって、<u>操業を開始した日(以下「操業開始日」という。)</u>から次に掲げるいずれかの事業を行う者(以下「対象事業者」という。)とする。</p> <p>(1) <u>製造業(日本標準産業分類(平成25年総務省告示第405号)に掲げる大分類Eに該当する事業をいう。)</u></p> <p>(2)～(8) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(指定事業者)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、<u>適当と認めたとき</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(13) (略)</p> <p><u>(14) 新規非正規従業員 事業所の新設又は増設に伴い、新たに雇用された非正規従業員(前号に該当する者以外の者のうち、操業を開始した日(以下「操業開始日」という。)</u>から2年を経過した日が属する月の前月の末日から起算して過去6箇月間の勤務実績が正規従業員の2分の1以上の者をいう。)</p> <p><u>(15) (略)</u></p> <p>(対象事業者)</p> <p>第3条 この条例の規定による奨励及び助成措置の対象となる事業者は、本市の区域内に、面積が1,000平方メートル以上の土地を取得又は賃借し、かつ、延床面積が1,000平方メートル以上の家屋を新設、建て替え又は増設し取得する事業者であって、<u>操業開始日から次に掲げるいずれかの事業を行う者(以下「対象事業者」という。)</u>とする。</p> <p>(1) <u>製造業(統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類(以下「日本標準産業分類」という。)</u>に掲げる大分類Eに該当する事業をいう。)</p> <p>(2)～(8) (略)</p> <p><u>(9) 不動産業(日本標準産業分類に掲げる大分類Kに該当する事業のうち、中分類番号691に該当する事業であって、前各号の事業を行う者に対し、自己の所有する家屋を貸し付ける事業をいう。)</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(指定事業者)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、<u>適当と認めたとき</u></p>

改正前	改正後
<p>は、第7条の奨励及び助成措置を受けることができる者（以下「指定事業者」という。）として次に掲げる区分ごとに指定するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 対象事業者のうち第2条第1項第14号に規定する本社機能を有する事業所を本市の区域内に設置する指定事業者（以下「第3号指定事業者」という。）</p> <p>3 (略)</p> <p>(指定事業者の役割及び責務)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 指定事業者は、操業を開始後7年以上操業しなければならない。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(奨励及び助成措置)</p> <p>第7条 市長は、次の各号に掲げる指定事業者及び土地所有者に対し、当該各号に定める奨励金及び助成金（以下「奨励金等」という。）を予算の範囲内で交付するものとする。この場合において、それぞれの奨励金等の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。</p> <p>(1) 第1号指定事業者及び第3号指定事業者 次条に規定する立地促進奨励金、第9条に規定する雇用促進奨励金及び第10条に規定する水道料金又は下水道使用料助成金</p> <p>(2) 第2号指定事業者 次条に規定する立地促進奨励金、第9条に規定する雇用促進奨励金、第10条に規定する水道料金又は下水道使用料助成金及び第12条に規定する地域環境保全対策奨励金</p> <p>(3) (略)</p> <p>(立地促進奨励金)</p> <p>第8条 市長は、指定事業者が取得した土地及び家屋に係る1会計年度の固定資産税及び都市計画税の合計額の2分の1に相当する額を立地促進奨励金として交付するものとする。ただし、第1号指定事業者の場合は、その額が2,000万円を超えるときは、2,000万円とし、第2号指定事業者又は第3号指定事業者の場合は、その額が3,000万円を超えるときは、3,000万円とする。</p>	<p>は、第7条の奨励及び助成措置を受けることができる者（以下「指定事業者」という。）として次に掲げる区分ごとに指定するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 対象事業者のうち第2条第1項第15号に規定する本社機能を有する事業所を本市の区域内に設置する指定事業者（以下「第3号指定事業者」という。）</p> <p>3 (略)</p> <p>(指定事業者の役割及び責務)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 指定事業者は、操業を開始後7年以上操業しなければならない。<u>ただし、第2号指定事業者の場合は、操業を開始後12年以上操業しなければならない。</u></p> <p>3～5 (略)</p> <p>(奨励及び助成措置)</p> <p>第7条 市長は、指定事業者及び土地所有者に対し、次に掲げる奨励金及び助成金（以下「奨励金等」という。）を予算の範囲内で交付するものとする。この場合において、それぞれの奨励金等の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。</p> <p>(1) <u>指定事業者</u> 次条に規定する立地促進奨励金、第9条に規定する雇用促進奨励金、<u>第10条に規定する水道料金又は下水道使用料助成金及び第12条に規定する地域環境保全対策奨励金</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(立地促進奨励金)</p> <p>第8条 市長は、指定事業者が取得した土地及び家屋に係る1会計年度の固定資産税及び都市計画税（以下「固定資産税等」という。）の合計額の2分の1に相当する額を立地促進奨励金として交付するものとする。ただし、第1号指定事業者の場合は、その額が2,000万円を超えるときは、2,000万円とし、第2号指定事業者又は第3号指定事業者の場合は、その額が3,000万円を超えるときは、3,000万</p>

改正前	改正後
<p>(雇用促進奨励金)</p> <p>第9条 市長は、指定事業者が事業の操業開始日から2年を経過した日において、1年以上継続して市民を新規正規従業員として雇用している場合、<u>新規正規従業員1人につき20万円</u>を雇用促進奨励金として1回に限り交付するものとする。ただし、その額が1,000万円を超えるときは、1,000万円とする。</p> <p>(土地活用促進奨励金)</p> <p>第11条 市長は、指定事業者が事業所を新設、建て替え又は増設する場合において、指定事業者が新たに土地を賃借することによって、当該土地に係る固定資産税の課税標準額が賃借する以前に比して2倍以上となるときは、当該土地所有者に対し、土地に係る1会計年度の<u>固定資産税及び都市計画税</u>の合計額の2分の1に相当する額を土地活用促進奨励金として交付するものとする。ただし、第1号指定事業者の場合は、その額が2,000万円を超えるときは、2,000万円とし、第2号指定事業者又は第3号指定事業者の場合は、その額が3,000万円を超えるときは、3,000万円とする。</p> <p>(地域環境保全対策奨励金)</p> <p>第12条 市長は、<u>第2号指定事業者が事業所を新設、建て替え又は増設する場合</u>において、周辺環境対策、周辺防災対策又は周辺景観保全対策のために<u>資すると市長が認める施設及び設備を整備した場合</u>、当該施設等の整備に係る費用に対して、奨励金を交付する。ただし、その額が3,000万円を超えるときは、3,000万円とする。</p> <p>(奨励金等の交付対象期間等)</p> <p>第13条 立地促進奨励金の交付の対象となる期間（以下「交付対象期間」とい</p>	<p>円とする。</p> <p>(雇用促進奨励金)</p> <p>第9条 市長は、指定事業者が事業の操業開始日から2年を経過した日において、1年以上継続して市民を新規正規従業員<u>又は新規非正規従業員</u>として雇用している場合、次に掲げる額を雇用促進奨励金として1回に限り交付するものとする。ただし、その額が1,000万円を超えるときは、1,000万円とする。</p> <p>(1) <u>新規正規従業員1人につき20万円</u></p> <p>(2) <u>新規非正規従業員1人につき5万円</u></p> <p>(土地活用促進奨励金)</p> <p>第11条 市長は、指定事業者が事業所を新設、建て替え又は増設する場合において、指定事業者が新たに土地を賃借することによって、当該土地に係る固定資産税の課税標準額が賃借する以前に比して2倍以上となるときは、当該土地所有者に対し、土地に係る1会計年度の<u>固定資産税等</u>の合計額の2分の1に相当する額を土地活用促進奨励金として交付するものとする。ただし、第1号指定事業者の場合は、その額が2,000万円を超えるときは、2,000万円とし、第2号指定事業者又は第3号指定事業者の場合は、その額が3,000万円を超えるときは、3,000万円とする。</p> <p>(地域環境保全対策奨励金)</p> <p>第12条 市長は、<u>次の各号のいずれかに該当する場合</u>において、周辺環境対策、周辺防災対策又は周辺景観保全対策のために市長が認める施設及び設備を<u>整備したときは</u>、当該施設等の整備に係る費用に対して、奨励金を交付する。ただし、その額が3,000万円を超えるときは、3,000万円とする。</p> <p>(1) <u>第2号指定事業者が事業所を新設、建て替え又は増設する場合</u></p> <p>(2) <u>第1号指定事業者又は第3号指定事業者が規則で定める土地で事業所を新設、建て替え又は増設する場合</u></p> <p>(奨励金等の交付対象期間等)</p> <p>第13条 立地促進奨励金の交付の対象となる期間（以下「交付対象期間」とい</p>

改正前	改正後
<p>う。)は、<u>操業開始日以後、固定資産税及び都市計画税が初めて課されることとなる年度から起算して5年度の間とする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>土地活用促進奨励金の交付対象期間は、操業開始日以後、固定資産税及び都市計画税が初めて課されることとなる年度から起算して5年度の間とする。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>(交付申請)</p> <p>第14条 指定事業者は、立地促進奨励金の交付を受けようとするときは、当該奨励金の算出の根拠となる<u>固定資産税及び都市計画税</u>が課される年度ごとに、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 土地活用促進奨励金を受けようとする土地所有者は、当該奨励金の算出の根拠となる<u>固定資産税及び都市計画税</u>が課される年度ごとに、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。</p> <p>4 (略)</p>	<p>う。)は、<u>操業開始日の属する年の翌年の1月1日（操業開始日が1月1日の場合にあつては、その日）を賦課期日とする固定資産税等が課される年度から起算して5年度の間とする。ただし、第2号指定事業者の場合は10年度の間とする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>土地活用促進奨励金の交付対象期間は、操業開始日の属する年の翌年の1月1日（操業開始日が1月1日の場合にあつては、その日）を賦課期日とする固定資産税等が課される年度から起算して5年度の間とする。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>(交付申請)</p> <p>第14条 指定事業者は、立地促進奨励金の交付を受けようとするときは、当該奨励金の算出の根拠となる<u>固定資産税等</u>が課される年度ごとに、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 土地活用促進奨励金を受けようとする土地所有者は、当該奨励金の算出の根拠となる<u>固定資産税等</u>が課される年度ごとに、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。</p> <p>4 (略)</p>

